

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	私立高等学校の就学支援金の支給に関する事務及びその他関連事務
②事務の概要	<p>○高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年3月31日法律第18号)による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。具体的な事務の内容は以下のとおり。</p> <p>1 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>2 収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>① 学校に入学した対象者から提出される受給資格認定申請書及び所得確認書類を、学校を通じて受け付け、内容を審査し、受給資格の認定及び支給額を決定する。また、在学生については、毎年度、改めて対象者から提出される収入状況届出書及び所得確認書類を、学校を通じて受け付け、内容を審査し、支給額を決定する。</p> <p>② ①により決定した内容について、学校を通じて、対象者に受給資格認定通知(入学・転学者等のみ)及び支給額の通知を送付する。</p> <p>③ 支給を決定した対象者に、学校を通じて支援金を支給する。</p> <p>④ 対象者が退学・転学等した場合は、学校から提出される受給事由消滅者一覧に基づき審査の上、学校を通じて受給資格消滅通知を送付する。また、対象者が休学・復学等した場合は、対象者から提出される支給停止・再開申出書を学校を通じて受け付け、内容を審査し、学校を通じて支給停止・再開通知を送付する。</p> <p>○長野県私立高等学校等奨学給付金支給要綱による奨学給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの。具体的な事務の内容は以下のとおり。</p> <p>1 学校からの補助申請の受理、その申請に係る審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>① 対象者から提出される申請書等を受け付け、内容を審査し、受給資格の認定及び支給額を決定する。</p> <p>② ①により決定した内容について、対象者に支給(不支給)決定通知書を送付する。</p> <p>③ 支給を決定した対象者に給付金を支給する。</p> <p>○私立高等学校授業料等軽減事業補助金交付要綱による授業料軽減補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの。具体的な事務の内容は以下のとおり。</p> <p>1 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>① 就学支援金又は学び直し支援金の支給対象者の内、授業料等軽減事業補助金対象者に対して上乗せ補助を行った学校から提出される申請書等を受け付け、内容を審査し、補助金の交付決定及び通知を行う。</p> <p>② 交付決定した学校に対して、補助金を交付する。</p> <p>③ 学校から提出された変更交付申請及び実績報告書を審査し、変更交付決定及び額の確定を行い、通知する。</p> <p>○私立高等学校等学び直し支援金交付要綱による学び直し支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの。具体的な内容は以下のとおり。</p> <p>1 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (就学支援金の支給に関する事務と同じ)</p>
③システムの名称	(未整備)
2. 特定個人情報ファイル名	
私立高等学校就学支援金等受給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の項番91</p> <p>○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条</p> <p>○個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第2条第1項及び2項 別表第1の項番1、2及び3 別表第2の項番1、2及び3</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第7号 別表第二の項番113</p> <p>○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長野県県民文化部私学振興課
②所属長	私学振興課長 布山 澄
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎1階 長野県行政情報センター TEL:026-235-7060(直通) FAX:026-235-7370  上記の他、県内10箇所の地域振興局行政情報コーナー <a href="http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html">http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html</a>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁7階 長野県県民文化部私学振興課 TEL:026-235-7058(直通)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年5月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年5月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>